

都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の  
認定事務処理要領（抜粋）

制定 平成 24 年 12 月 4 日  
最終改正 平成 29 年 3 月 17 日  
山口県土木建築部建築指導課

（目的）

第 1 条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項に定める低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に掲げる用語について、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請者 低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする者をいう。
- 二 認定申請 低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請をいう。
- 三 審査機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（非住宅用途の建築物の審査に限る。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関（住宅用途の建築物の審査に限る。）をいう。
- 四 申請書等 法第 53 条第 1 項及び第 55 条第 1 項に係る認定申請書及び変更認定申請書をいう。
- 五 技術的審査 低炭素建築物新築等計画の法第 54 条第 1 項に定める基準への適合に係る審査をいう。
- 五の二 適合証等 山口県使用料手数料条例（昭和 31 年山口県条例第 1 号）別表一の 8 の表三十三の三項の「適合証」及び「知事が別に定める書類」をいい、別表に定める適合証等の欄のいずれかの書類をいう。
- 六 市町長 認定申請に係る建築物の工事施工地が所在する市町の長をいう。
- 七 土木建築事務所長等 計画の認定を行う土木建築事務所長及び土木建築部建築指導課長をいい、それぞれの所管区域及び取り扱う建築物は、「建築主事の所管区域等」（平成 2 年山口県告示第 305 号）の定めるところによる。
- 八 届出 建築物省エネ法第 19 条第 1 項又は同法第 20 条第 2 項の規定による届出又は通知をいう。
- 九 完了報告書 法第 60 条の規定による容積率の特例の適用を受けた建築物の建築工事が完了した旨の報告書（別記様式第 8 号）をいう。
- 十 工事監理報告書 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 20 条第 3 項に規定する工事監理報告書又は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書をいう。

(事前審査)

第3条 申請者は、認定申請に先立ち、別表に定める適合証等に関し審査機関による技術的審査（以下「事前審査」という。）を受けることができる。

(認定申請等の提出)

第4条 申請者は、申請書等を、市町長を経由し、土木建築事務所長等に提出するものとする。ただし、土木建築部建築指導課長の取り扱う建築物に係る申請書等については、さらに、土木建築事務所長を経由するものとする。

- 2 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）による。
- 3 申請者は、法第60条の規定による容積率の特例の適用を受けようとする場合には、申請書等の第二面の備考欄に、容積率の特例の適用を受ける部分の用途、当該部分の床面積を記載するものとする。
- 4 申請書等の提出部数は、次の各号のとおりとする。
  - 一 事前審査を受けた場合は、正本1部、副本1部
  - 二 事前審査を受けていない場合は、正本1部、副本2部
- 5 申請書等に併せて、認定申請に係る建築物の建築確認を受けることを申し出る場合の確認の申請書及び関係書類は次の各号のとおりとする。
  - 一 正本1部（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、同条に規定する図書の種類ごとの明示すべき事項について第2項の添付図書に明示したときは、当該図書を添付しないことができる。）
  - 二 建築基準法第15条第1項に規定する建築工事届又は建築物除却届1部
  - 三 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する場合は、同条第4項に基づく通知書又はその写し1部
- 6 規則第41条第1項に定める、添付が必要と認める図書は、次のとおりとする。
  - 一 適合証等 申請者は、事前審査を受けている場合は、適合証等及び当該副本又は副本の写しを、申請書等の添付図書として提出すること。この場合において、適合証等の原本は、第4項に定める副本に添付するものとする。
  - 二 住宅型式性能認定等の証書 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅱ.第1第6項に規定する劣化対策等級3への適合状況を確認する場合で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第33条第1項の規定に基づく、型式住宅部分等製造者認証書が添付された場合においては、当該事項に係る図書を添付することを要しないものとする。
- 7 申請者は、法第60条の規定による容積率の特例の適用を受けた建築物の建築工事が完了した場合は、第2条第9号の完了報告書に、同条第10号の工事

監理報告書及び建築基準法第7条第5項又は同法第18条第18項に規定する検査済証を添えて、土木建築事務所等に提出するものとする。

(市町長の受付)

第5条 (略)

(申請書等の審査)

第6条

1～8 (略)

9 第7項の認定を受けた者又は認定低炭素建築物の譲渡を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該建築物が建築物省エネ法の規定によるエネルギー消費性能適合性判定又は届出をしなければならない建築物に該当する場合で、当該建築物の所有関係に変更が生じた場合においては、別記様式第5号による認定建築主等変更届を提出するものとする。この場合において、土木建築事務所長等は、当該届の写しを建築物省エネ法所管部局に通知するものとする。

10～13 (略)

(認定の取消し)

第7条 (略)

(文書の保存期間)

第8条 (略)

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年12月4日から施行する。ただし、第4条第6項第3号の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年3月8日から施行する。ただし、第4条第6項第3号の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表（適合証等）

対象建築物	適合証等	審査機関等
全ての建築物	適合証（法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）。	第2条第3号で定める審査機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関※）
一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住戸の部分	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の写し。	登録住宅性能評価機関

※複合建築物の適合証に係る審査機関は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関かつ登録住宅性能評価機関であるものに限る。